

○奈半利町移住体験モニターハウスの設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年3月27日規則第7号

奈半利町移住体験モニターハウスの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈半利町移住体験モニターハウスの設置及び管理に関する条例（平成30年奈半利町条例第8号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、奈半利町移住体験モニターハウス（以下「施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 条例第8条に規定する使用料については、条例第6条第1項に基づく使用許可決定通知を受けた日から利用開始の日までに、納入通知書により前納しなければならない。

(使用申請及び使用決定通知)

第3条 施設を使用しようとする者は、奈半利町移住体験モニターハウス使用許可申請書（別記様式第1号）により行い、事前アンケート（別記様式第4号）と本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し（顔写真付きのものに限る。）を添付するものとする。

2 条例第6条第1項に基づき使用を許可する場合は、奈半利町移住体験モニターハウス使用許可決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(使用期間の延長)

第4条 前条第2項により決定通知書を受けたのち、当初の使用期間を延長し、使用しようとする時は、前条第1項に規定する申請書により延長の申請を行うものとする。

(修繕の費用の負担)

第5条 施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項の規定による修繕が使用者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、使用者は町長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例第8条第1項に規定する使用料を納めた後に、町長の指定する者（以下「職員」という。）から当該施設の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。
- (2) 鍵を紛失したときは、速やかに職員にその旨を報告しなければならない。
- (3) 施設、設備、備付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。特に火災予防及び盗難の予防に万全を期すこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 施設の使用期間が満了したときは、施設を原状に復し、直ちに職員に当該施設の鍵を返却すること。
- (6) その他、職員の指示に従うこと。

(行為の制限)

第7条 使用者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬や猫等の動物を飼育すること。
- (2) 室内で喫煙すること。
- (3) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (4) 開業、興行、展示会、その他これに類する催しを行うこと。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

- (8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) 施設の模様替え、又は増改築をすること。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りではない。
- (10) その他施設の使用にふさわしくない行為
(決定の取消)

第8条 町長は、使用者に前条の規定に違反する行為があつたと認めた場合、第3条第2項の使用許可を取り消すことができる。

(暴力団等の排除)

第9条 町長は、当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、奈半利町暴力団排除条例（平成22年奈半利町条例第16号。以下「暴排条例」という。）第8条の規定により施設の使用許可の決定を行わないものとする。

2 町長は、施設の使用許可決定後に当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、暴排条例第8条の規定により施設の使用許可の決定を取り消すことができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第10条 使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(施設の明渡し)

第11条 使用者は、使用期間満了日及び第8条の規定に基づき貸付許可を取り消された場合にあつては、奈半利町移住体験モニターハウス明け渡し届出書（別記様式第3号）を提出し、直ちに施設を明渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた施設の損耗を除き、施設を原状回復しなければならない。

(立入り)

第12条 町長は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全、その他施設の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得ることなく、施設内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第13条 施設又は施設周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月27日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

奈半利町移住体験モニターハウス使用許可申請書

年　月　日

奈半利町長

様

申請者　〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

メールアドレス

奈半利町移住体験モニターハウスを使用したいので、奈半利町移住体験モニターハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により次のとおり、申請します。

使用に当たっては、同規則の定めに従い適正に使用することを誓約します。

区分	<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 延長		
車の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
使用期間	年月日から 年月日まで（泊日）		
使用者の氏名	申請者との関係	性別	生年月日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年月日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年月日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年月日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年月日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	年月日
搬入特別設備・特殊物品の名称	数量	使用場所	搬入の理由
高知家で暮らし隊 会員No. (必須)			
当該モニターハウスをご利用される目的			

※添付書類・事前アンケート（別記様式第4号（第3条関係））

・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し（顔写真付きのものに限る。）

※高知家で暮らし隊 会員No.は現地にて確認させていただきます。

※高知家で暮らし隊 会員No.の記載がない場合は、ご利用をお断りさせていただきます。

様式第2号（第3条関係）

奈第 号
年 月 日

様

奈半利町長

奈半利町移住体験モニターハウス使用許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、下記の条件を付して許可します。

1. 入居決定施設

2. 使用期間

3. 使用料

4. 入居手続

5. 条件

- ① 公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。
- ② 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- ③ 使用料は、使用開始日までに必ず納付すること。
- ④ その他、奈半利町移住体験モニターハウスの設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を厳守すること。

様式第3号（第11条関係）

奈半利町移住体験モニターハウス明渡し届出書

年　月　日

奈半利町長

様

住 所

氏 名

㊞

私は、下記のとおり奈半利町移住体験モニターハウスを返還いたします。

1. 立退年月日

年　月　日

2. 施設の状況

良好　・　不良

様式第4号（第3条関係）

奈半利町移住体験モニターハウス【事前アンケート】

この度は、奈半利町移住体験モニターハウスについてお問い合わせいただき、誠にありがとうございます。このアンケートは、利用者様の移住体験を一層実りあるものとしていただくため実施しております。アンケートへのご協力をお願ひいたします。

※奈半利町移住体験モニターハウスを御利用いただく場合は、許可申請書に添付して必ず御提出くださいますようお願ひいたします。

<アンケート回答者> 氏名：

問1 奈半利町をどの程度、ご存知でしたか。

名所・施設などを知っていた 地図の場所がわかる程度

全く知らなかった

知っていた方は、何でお知りになりましたか。（例）旅行雑誌（名称）など

問2 お試し移住先に奈半利町を選んだ理由はなんですか。

例) テレビ番組を見て興味を持った など

これまで奈半利町を訪れたことがある方は、理由を教えてください。

例) ○○○○観光 など

問3 奈半利町移住体験モニターハウスについてどのようにお知りになりましたか。

ホームページ（奈半利町 その他（ ））

一般社団法人高知県U.Iターンサポートセンター

移住フェア・相談会（名称： ）

知人から

新聞・雑誌（名称： ）

その他（ ）

問4 奈半利町以外で移住体験住宅を利用したことがありますか。

はい（地名をお答えください： ）

いいえ

問5 移住を考える主な理由は何ですか。

田舎暮らしをしたい 定年後のスローライフを実現したい

気候の温暖なところに住みたい 農業・事業を始めたい

子育て環境の充実したところに住みたい

その他（ ）

問6 移住体験住宅を利用する主な目的は何ですか。

気候・自然環境を知りたい 土地や住宅の情報を知りたい

交通の便を知りたい

買い物の環境を知りたい

地域住民と交流したい

仕事の情報を知りたい

その他（ ）

問7 滞在期間中の予定（計画がありましたらご記入ください。）

例) 空き家バンク物件の見学・役場へ移住相談 など

問8 滞在期間中の移動手段は何ですか。

- 自家用車 レンタカー 自転車 鉄道 バス タクシー 徒歩
その他 ()

問9 どのような家族構成での移住を考えていますか。

- ひとり 夫婦 子ども (人) ペット (種類：)
その他 ()

問10 移住の時期についてどのようにお考えですか。

- すぐにでも移住したい
いずれは移住したい (年 月 曜日)
移住したいが、時期は未定

問11 移住先ではどのような就労形態を希望しますか。

- 就労
⇒ 農業 林業 漁業 自営業 (これまでの仕事) 就職
新規起業 (具体的な職種：)
半農半 ()
悠々自適の生活
その他 ()

問12 問11で新規起業とお答えの方にお聞きします。

新規起業の際、奈半利町内の空き家を活用(改修)する考えはありますか？

- 活用したい (まちなか・山間部)
活用しない

問13 移住先ではどのような住宅を希望しますか。

- 賃貸 (家賃 万円まで)
⇒ 中古一戸建 新築一戸建 集合住宅
購入 (購入金額 万円まで)
⇒ 中古一戸建 新築一戸建 集合住宅

<希望する条件>

- 庭付き 畠付き 郊外
街中 山沿い 川沿い

問14 その他 (ご要望、ご質問などございましたらご記入ください。)

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

【お問い合わせ先】奈半利町役場 地方創生課

電話：0887-38-7775